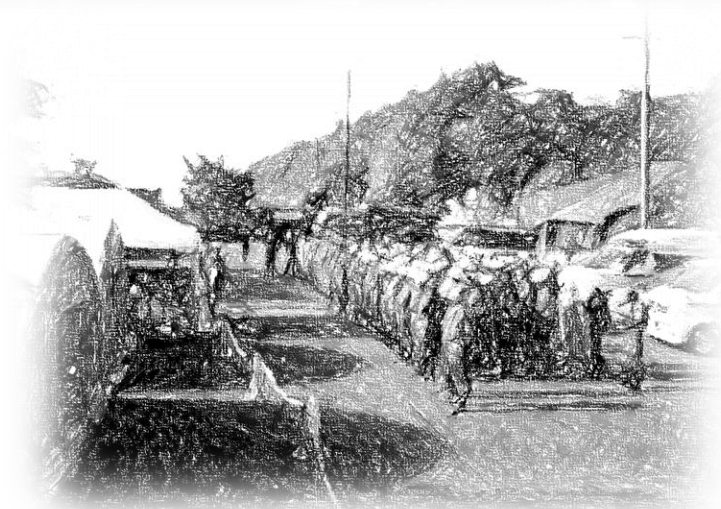


五條市消防団

GOJO - CITY FIRE CORP



活動の手引き

－消防団員心得－

消防団の歴史を紐解くと、古くは江戸幕府に置かれた、武家地の火災を重点的に担う常火消や大名火消といった仕組みが思いあたりますが、公共性・自発性の精神に解されるボランティアという意味では、南町奉行大岡越前守忠相により考案された町火消で、身軽な鳶職の者が普段は生業に就きながら、有事には火消役として活躍を任される いろは48組の制度です。消防団の基を生むきっかけであり、この尊い精神が今に受け継がれているものと解されます。

この考え方を継承した組織は、明治・大正の激動の中で変遷を繰り返します。明治27年には消防組規則が発布され、消防団の前身である消防組が組織されました。第2次世界大戦終戦後の昭和22年には、消防団令が施行され、現在に近い姿である消防団として新たな出発を果たすこととなります。翌年の昭和23年には消防組織法が施行となり、消防の組織・運営・管理一切の責任が市町村長に義務づけられ、名実ともに自治体消防として、施設・装備の近代化を目指すことになりました。

この近代化の中には、紀伊半島を中心に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風の経験を活かし、災害対策基本法が施行され、また阪神淡路大震災を教訓とする緊急消防援助隊の発隊と共に、閣議により1月17日を防災とボランティアの日に制定し、広域的な災害救援ネットワーク作りが進められて来ました。平成15年には、活発化するテロ活動等の世界情勢を反映した国民保護法が成立となりました。更には、死者15,900人余 行方不明者2,500人以上の犠牲者とともに未曾有の被害をもたらした東日本大震災を始め、毎年の如く発生する川の氾濫や土石流災害が、各地で甚大な被害をもたらす中で、住民の危機意識は否応なく高揚し、防災を担う中心的存在としての消防団の期待度・必要性はかつてない高まりをみせています。

－自らのまちを自らで守る－ という、江戸の町火消以来受け継がれる深淵な郷土愛は、いつの時代も変わる事のない基本理念であり、伝統的精神となっています。地域住民から愛され、親しまれ、信頼され、現在においてもその付託が途切れることはないのです。

団員はこの事を深く認識するとともに、後世にこの精神を伝えるべく、日々精進し、この組織の一員として名を連ねていることに誇りを抱きながら、地域住民のヒーローとして活躍されることを切に願うところです。

五條市消防団長

■消防組織法第 1 条

消防に関する代表的な法律として、消防法と消防組織法があります。消防法は主に消防の任務を遂行するための措置や手段が記され、消防組織法は消防機関の在り方が書かれており、その第 1 条には

消防組織法第 1 条

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

とあり、消防機関の任務が明確に示されています。

■消防団の役割

消防の仕組み

消防機関	消防本部	消防の任務を遂行するための事務を行う
	消防署	活動部隊として災害の対応や 火災予防活動に従事する
	消防団	消防署での対応が困難な災害活動や 火災予防活動に出動

消防組織法第 9 条により、市町村に消防事務を処理するためこの 3 つの機関を設けることと定め、**3 つの機関が相互に協力し合い**、前出の消防組織法第 1 条に記されているように、日々発生する火災から、人命を保護し、災害による被害の軽減を図ることが基本かつ主要な使命です。

■消防団員の身分

消防団員 は 公務員

地方公務員法第 3 条第 3 項には、地方公務員の職のひとつとして、非常勤の消防団員及び水防団員と明記されており、消防団員は、市町村長や議員と同じ、特別職の地方公務員という位置づけになります。

■服務規律

前述のとおり、消防団員は地方公務員ではありませんが、特別職であることから、直接的に地方公務員法の適用は受けません。しかし、入団時には下記にある宣誓文に署名を行うとともに、五條市消防団条例に掲げられている服務規律に従う必要があります。

五條市消防団条例の服務規律に関する条項（抜粋）

第14条

- (2)・・・指揮命令のもとに、一致協力して・・・
- (3)・・・常に言行を慎まなければならない。
- (5)職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7)団員の名義をもって・・・寄付金を募り、営利行為を・・・してはならない。

宣誓書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令・条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をもおそれず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

■消防の管理者は市長

消防団員となった皆さんの責任者は、市長となります。市長は市における消防の組織運営一切を取り仕切り、その権限を消防団長に委ねています。したがって、消防団長は消防団からの推薦を受け、市長が任命することになっています。

■消防団員は団長が任命

消防団員の一員となるには、市長の任命を受けた消防団長に任命権が与えられており、消防団長が辞令を交付して身分を明らかにします。

■社会に奉仕する唯一の義勇団体

消防団は、前述のとおり、郷土愛護の精神を基調とし、犠牲的といっては大きですが、利他を優先させ消防活動に対して何等の代価も求めるものではありません。

消防団は日本だけではなく世界各国に存在しており、世界義勇消防連盟が組織され、事務局は日本に置かれています。

■階級による規律と秩序の維持

消防機関の性質上、即座に対応を伝えかつ徹底させる必要があるため、警察や自衛隊と同様に、消防団も組織活動の効果を上げる目的で、指揮命令・職掌関係を明確にするため、厳格な階級制度をとっています。

消防団の階級は全国で統一され、現在は団長・副団長・分団長・副分団用・部長・班長・団員の7階級に分けられています。

ただ、五條市の消防団は団員数が600人を数え、約300平方キロメートルの広大な面積が管轄となっています。このことから、命令系統の強化充実を図るため、方面隊制度を導入しており、分団長と副団長の間には方面隊長の役職を儲けて8階級とし、秩序維持の徹底に配慮しています。

五條市消防団の階級と階級章



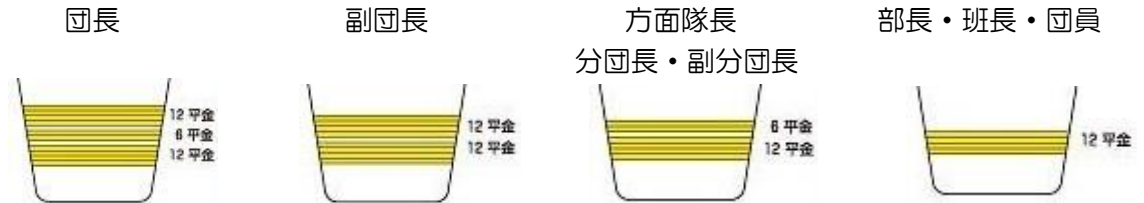
階級章は、常に制服・活動服などの左胸につけ、その階級に応じた

階級を表す他の表示

ヘルメットのライン



制服の袖章



これら以外に階級や役職の表示として、制服の帽子の周章や副分団長以上の役職のアポロキャップには側面に役職の明示があります。

■五條市消防団の体制

先にも触れましたが、五條市消防団の体制を組織の編成を基準に挙げると団員の定数（条例で決められている人数）が

530名で

団 長 1名

副 団 長 4名

方面隊 7方面（各方面にそれぞれ方面隊長）

方面に属する分団 22分団（各分団にそれぞれ分団長・副分団長）

1つの方面隊には3ないし4つの分団が所属
分団に属する部（各部にはそれぞれ部長・班長）

1つの分団には1から4程度の部が所属
となっています。

その他に、

女性団員で構成する団本部直轄の 23分団

市役所の職員が昼間帯での火災対応を主として組織した 市役所支援隊
(機能別消防団員)

があります。

次表に消防団の構成を示す組織表を添付しています。参考にして下さい。

■五條市消防団の組織

五條市消防団組織図

令和3年4月1日現在

市 長	消防団長	(五條地区) 副団長	第1方面隊長	1分団	1部 2部	五條地区	西川より東 西川より西	
				5分団	1部 2部 3部 4部	牧野地区	中之 木ノ原・大沢 上之・北山 下之・釜窪・畑田	
					6分団	1部 2部 3部	宇智地区	今井・小島・六倉 岡 宇野・三在
						22分団	1部 2部	田園地区
			第2方面隊長	2分団	1部 2部	野原地区	野原西・中(上田含む) 野原東	
				3分団	1部 2部	南宇智地区	霊安寺 御山・丹原・生子	
				4分団	1部 2部 3部 4部	阪合部地区	中・火打・山陰・黒駒・表野・大津・大野 相谷・犬飼・上野 大深・田殿 樫辻・阪合部新田	
					7分団	1部 2部 3部 4部 5部	北宇智地区	近内・西河内 住川・木材団地・県営住宅 居伝・出屋敷・小山 小和 久留野・西久留野
						8分団	1部	大阿太地区
			第3方面隊長	9分団	1部 2部 3部	南阿太地区	滝・車谷 南阿田・八田 島野・湯谷市塚	
				10分団	1部 2部	白銀北地区	奥谷 夜中・西新子	
					11分団		1部 2部 3部	平沼田 百谷 赤松・湯川
		12分団		1部	白銀南地区	唐戸・尼ヶ生・八ツ川・十日市・鹿場・小古田・南山		
		第4方面隊長		13分団	1部	賀名生地区	滝・老野・江出・神野	
				14分団	1部 2部		北畠木 和田・屋那瀬	
				15分団	1部 2部 3部		向加名生・大日川 黒淵 湯塩	
		第5方面隊長	16分団	1部	宗桧上地区	勢井・西日裏・川股・平雄・茄子原・本谷		
			17分団	1部 2部 3部	宗桧中地区	永谷・立川渡 宗川野・西野 阪巻		
			18分団	1部 2部	宗桧下地区	城戸 川岸・陰地・津越・大峰・桧川迫		
		第6方面隊長	19分団	1部 2部	大塔地区	辻堂・殿野・閑君・宇井・堂平 清水・飛養舎・引土・赤谷		
			20分団	1部 2部		小代・阪本・簾・天辻・猿谷・中原		
			21分団	1部		中井傍示・惣谷・篠原		
		副団長	(大塔地区)	全域	23分団	女性消防団員	災害等の支援活動他	
全域	市役所支援隊			機能別消防団	昼間帯の火災等			

平時の対応

火災を始めとする災害の対応のみならず、消防団は地域を代表して、当然活動時には、制服を着用し統制の取れた個人の振る舞いにより、住民に対して安心を・安全を事を意識して、下記の項目を実践して下さい。

公務員であることの認識を常に持つこと。

災害時の位置付

火災時の消防団出動態勢

1 火災時の出動態勢

- (1) 第1出動：地元分団出動
- (2) 第2出動：管轄する方面隊出動
- (3) 第3出動：隣接する方面隊出動
- (4) 第4出動：全分団の出動

2 出動要請

- (1) 第1出動は、五條消防署当務中隊長又は地元分団長の判断により出動要請
- (2) 第2出動は、消防団長、消防署長又は現場最高責任者の判断により出動要請
- (3) 第3出動は、現場指揮本部の判断により出動要請
- (4) 第4出動は、現場指揮本部の判断により出動要請

3 連絡態勢

- (1) 消防団が出動した火災については、全て消防署より消防団長及び危機管理課消防係に連絡する。但し、消防団長が必要と認めた場合、方面隊長へは危機管理課より連絡する。
- (2) 地元分団長の判断で出動した場合、消防署に連絡すること。
- (3) 方面隊長の出動については、管轄する分団内で出動した場合、消防団長に連絡する。
- (4) 副団長の出動については、消防団長の指示及び地元分団内で発生した火災について出動した場合、消防団長に報告する。

4 現地指揮本部設置

消防団現地指揮本部を設置した場合、無線を開局するので、指揮本部の指示を受けて活動すること。

5 活動報告

鎮火後、活動内容と出動人員の報告は、分団長が危機管理課へ報告すること。

6 その他

- (1) 火災出動する分団は、無線開局及び火災出動する旨を消防署に無線連絡すること
- (2) 火災出動中、消防署から鎮火の無線連絡があれば、サイレン吹鳴を停止する。

警報発令時の消防団配備基準及び態勢

区 分	配 備 基 準	配 備 態 勢
警報が1つ発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ▼暴風・大雨・洪水警報等発令したとき <li style="color: green;">（大雨・洪水は1つとみなす） 	<ul style="list-style-type: none"> ▼危機管理課から消防団長へ連絡し、消防団長から副団長へ連絡すること。 ▼消防団長の指示で部長以上は基本自宅待機すること。（仕事等で自宅待機できない場合は、連絡手段を確保しておくこと。） ▼消防団長の指示で危機管理課から各方面隊長に連絡し、各方面隊長から各分団長、各分団長から各部長へ連絡すること。
警報の発表が1つで、警戒レベルが上位に移行すると予測される場合	<ul style="list-style-type: none"> ▼予報により台風が近畿地方を通過する可能性が大きいとき ▼防災気象情報の推移により、警戒レベル4相当となる可能性があるとき。 ▼栄山寺観測所の水位が水防団待機水位（2.9m）を超えたとき ▼五條観測所の水位が水防団待機水位（5m）を超えたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ▼消防団長の指示により、副団長を召集する。また、状況により全あるいは対応する管轄区域の方面隊長を加える。 ▼危機管理課から各方面隊長に状況の連絡をする。本状況については部長まで流す。 ▼消防団長の指示で、警報が1つであっても他情報や時間帯等を考慮し警報2つ以上の態勢に移行する。
警報が2つ以上発表された場合または、被害の発生が予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ▼台風が近畿地方を通過する可能性が大きく、管内において被害の発生が予想される場合 ▼警戒レベル4相当の情報が出た場合または土砂災害警戒情報が出された場合 ▼栄山寺観測所の水位が氾濫注意水位（6.2m）に達する見込みとなったとき ▼五條観測所の水位が氾濫注意水位（7.5m）に達する見込みとなったとき ▼警報の発表が1つでも、被害発生の恐れが強くなったとき ▼その他消防団長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ▼消防団は、各関係機関と共に協力し、消防団長が指示する場所に「消防団災害警戒対策本部」を設置すること。 ▼分団長以下4～5名が格納庫に待機すること。（但し、災害活動に伴う出動分団は消防団長の指示を受けること。） ▼格納庫に待機すれば、無線を開局し指揮者名及び人数を団本部に無線連絡すること。 ▼状況に応じ、団員を自宅待機させること。 ▼消防団長の指示により、広報活動等を行うこと。 ▼消防団長は、市災害対策本部の決定を踏まえて、総合的に判断し、配備基準及び配備態勢を変更することができる。
大規模な被害が予想等される場合	<ul style="list-style-type: none"> ▼大規模災害発生の恐れがあるとき、又は被害が発生したとき ▼その他消防団長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ▼消防団長の指示により、全団員は格納庫に参集すること。 ▼災害対応をすること。

地震発生時の消防団配備基準及び態勢

区 分	配 備 基 準	配 備 態 勢
震度4の地震が観測されたとき	▼市内又は奈良県内で震度4の地震が観測されたとき	▼分団長は格納庫に自主参集すること。 ▼格納庫のシャッターを開放すること。 ▼車両を確認し、出動態勢を取ること。 ▼無線統制及び人員を団本部に報告すること。 ▼参集時に地域周辺の被害状況を確認すること。 ※家族の安全を確認の上参集すること。
	▼大規模な災害が発生、又は広範囲にわたる地震被害が予想され、消防団長が必要と認めたとき	▼震度5弱以上の地震が観測されたときと同様の態勢をとること。
震度5弱以上の地震が観測されたとき	▼市内又は奈良県内で震度5以上の地震が観測されたとき	▼消防団長が指示する場所に「消防団災害警戒対策本部」を設置すること。 ▼全団員は格納庫に参集すること。 ▼格納庫のシャッターを開放すること。 ▼車両を確認し、出動態勢をとること。 ▼無線統制及び人員を「消防団災害警戒対策本部」に報告すること。 ▼参集時に地域周辺の被害状況確認を行うこと。 ▼被害情報を収集し、消防団災害警戒対策本部に報告すること。 ▼地域住民への広報活動及び避難誘導を行うこと。 ▼災害対応をすること。 ▼被害規模により、協定等に基づく応援要請をすること。 ※家族の安全を確認の上参集すること。